

## 役員選任規約制定及び役員選挙規約廃止の件

役員選挙制度におけるさまざまな課題が改善され、かつ、適材適所やバランスのとれた役員体制を一括して総代会に議案として提案できる役員選出方法「役員選任制度」の導入にあたり、役員選任規約を制定することを提案いたします。

また、役員選任規約制定に伴い役員選挙規約を廃止することを提案いたします。

承認いただいた議案については、本総代会終了後に行政機関へ申請する定款変更の認可が下りた日よりその効力を発生するものとします。

行政機関への届出の際、訂正を求められた場合議決の本旨を変えない字句の訂正等は理事会に一任願います。

## 役員選任規約（案）

2020年6月16日制定

（目的）

第1条 この規約は、生活協同組合パルシステム神奈川の定款の規定に基づき、役員を選任について定める。

（選任区分及び選任区域）

第2条 役員選任について、理事については以下の選任区を設け、監事については全体区を設け、役員候補者を選定する。

- （1） 全体区
- （2） 地方区

2 理事の全体区においては、生協運営全体の観点から選定する理事及び有識者理事の候補者を選定する。

3 理事の地方区においては、理事会において定める区域ごとに理事の候補者を選定する。

（定数）

第3条 役員を選任区ごとの定数は、定款の定める範囲内において、生協の事業及び組織の状況並びに各区域の組合員数及び組合員組織の状況を考慮して理事会で定める。

（候補者になることができない者）

第4条 消費生活協同組合法の規定により役員となることができない者のほか、以下の者は不適格者として役員候補者になることができない。

- （1） 未成年者
- （2） 破産手続開始の決定を受け、復権していない者

（全体区の理事候補者及び監事候補者の推薦）

第5条 全体区の理事候補者及び監事候補者を推薦する機関として、役員人事委員会がその役割を担う。

2 役員人事委員会は、別途定める規程に基づき推薦すべき候補者を決定し、役員選考委員会へ報告する。

（地方区理事候補者の推薦）

第6条 地方区の理事候補者を推薦する機関として、第2条第3項に基づき理事会で定めた地方区の区域ごとに地方区選出理事推薦委員会を設置する。

2 地方区選出理事推薦委員会は、第3条及び第7条に基づき申出た組合員の中から、別途定める規程に基づき推薦する候補者を決定し、役員選考委員会へ報告する。

（申出）

第7条 理事長は、地方区理事候補者の推薦を行うため、以下の事項を公告し、組合員からの申出を求める。

- （1） 役員選任を行う総代会の日時及び場所
- （2） 第3条に基づき理事会が決定した区域ごとの理事定数
- （3） 申出の受付方法及び申出の期限

2 前項の規定により申出をすることができる組合員は、前項の公告のあった日の前月の末日から継続して組合員である者に限る。

3 総代、地方区選出理事推薦委員会の委員及び役員選考委員会の委員が、その任期内に理事候補者として申出た場合は、その資格を失う。

（役員選考委員会）

第8条 全体区の理事候補者及び監事候補者並びに地方区の理事候補者を総括し推薦する機関として役員選考委員会を設置する。

2 役員選考委員会は、役員人事委員会及び地方区選出理事推薦委員会より報告された役員候補の中から、別途定める規程に基づき、各選任区の定数に対し推薦する候補者を理事会及び監事に報告する。

（役員選任議案の決定）

第9条 理事長は、第8条の規定による役員選考委員会の報告及び監事の過半数の同意に基づいて、総代会に提出する役員選任議案を作成し、理事会に付議しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、監事の過半数の同意を得た監事の選任議案を総代会に提出することを

監事が請求したときは、理事長は、その議案を理事会に付議しなければならない。

3 理事会は、前二項の規定により提案された役員選任議案について、法令並びに定款及び規約に違反する場合を除き、総代会に提案することを決定しなければならない。

4 理事会は、役員の就任について各候補者の承諾を事前に得なければならない。

(役員選任議案の通知)

第10条 理事会は、法令の定めに従い、総代会の招集通知とあわせて役員選任議案を総代会に送付しなければならない。

(役員選任議案の説明及び採決)

第11条 理事は、総代会において役員選任議案の内容を説明しなければならない。

2 総代会における役員選任議案の採決は、候補者全員を一括して行う。ただし、議長が定めることにより、理事の選任に係る部分と監事の選任に係る部分を区分して採決することを妨げない。

(役員の就任)

第12条 役員選任議案が総代会で議決されたときは、直ちに選任された各役員に対してその旨の通知をしなければならない。

2 前項の通知を発した日から1週間以内に就任を辞退する旨の届出がないときは、役員に就任したものとみなす。

(役員補充)

第13条 役員の一部が欠けた場合において、補充の選任を行うときは前各条の規定を準用する。

(細目)

第14条 この規約に定めるほか、役員選任の実施の細目は理事会において別に定める。

附則

(施行日)

1 この規約は、定款の行政官庁の認可の日より施行する。

(改廃)

2 この規約の改廃は、総代会の議決による。